

# ○東京商工会議所定款（抜粋）（昭和29年4月1日登記）

（令和7年3月13日現在）

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** 本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

**第2条** 本商工会議所は、東京商工会議所と称する。

（人格）

**第3条** 本商工会議所は、商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく法人である。

## 第2章 会員

（会員の資格）

**第11条** 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

(1) 本商工会議所の地区内において事業活動を行う次に掲げる団体

- イ 協同組合
- ロ 信用金庫
- ハ 労働金庫
- ニ 公社
- ホ 経済関係団体
- ヘ 医療法人
- ト 社会福祉法人
- チ 弁護士法人
- リ 監査法人
- ヌ 司法書士法人
- ル 税理士法人
- ヲ 行政書士法人
- ワ 弁理士法人
- カ 産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人
- ヨ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する一般社団法人及び公益社団法人
- タ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する一般財団法人及び公益財団法人
- レ まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人
- ソ 観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人

(2) 本商工会議所の地区内において自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人

- イ 医師
- ロ 歯科医師
- ハ 助産師
- ニ 弁護士
- ホ 公認会計士
- ヘ 司法書士
- ト 税理士
- チ 行政書士
- リ 弁理士

(3) 本商工会議所の地区内において引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知・判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）

(加入)

**第12条** 会員となることを希望するものは、別に定める手続により、加入の申込をしなければならない。

2 前項の加入の諾否は、常議員会において決定する。

3 前項の規定により常議員会の承諾を得たものは、所定の加入金及び会費を納めたときに、本商工会議所の会員となる。

(会員の表決権)

**第13条** 会員は、各々1個の表決権を有する。

2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名及びなつ印した書面又は代理人をもって

表決権を行うことができる。

3 会員は、前項の規定による書面をもってする表決権の行使に代えて、表決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

4 前2項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。

5 第2項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

（会員の選挙権）

**第14条** 会員は、会費の負担口数に応じて次に掲げる個数の1号議員（第36条第2項第1号の議員）の選挙権を有する。ただし、1会員の選挙権の個数は、50個を超えることができない。

(1) 会費持口数1口から10口迄は1口について3個

(2) 会費持口数11口以上は5口につき3個の割合で算出した個数に前号の個数を加えた数

2 前条第2項、第3項、第5項（表決権の行使）の規定は、選挙権について準用する。

（会員の被選挙権）

**第15条** 会員は、本商工会議所の議員に選任される権利を有する。

2 会員は、本商工会議所の会頭、副会頭、常議員又は監事に選任される権利を有する。

（会員のその他の権利）

**第16条** 会員は、その営んでいる事業に係る本商工会議所の部会に所属し、その部会に出席して意見を述べ、又は表決に加わる権利を有する。

**第17条** 会員は、前4条に規定する権利の外、次に掲げる権利を有する。

(1) 本商工会議所より情報を受け、資料及び刊行物の配布を受けること。

(2) 本商工会議所の施設を利用すること。

(3) 前2号に掲げるものの外、本商工会議所の行う事業により利益を受けること。

(4) 何時でも、本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めること。

(5) 総会員の10分の1以上の同意を得て、何時でも本商工会議所の会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めること。

(6) 第31条の規定に基づく台帳に登録されること。

（会費）

**第18条** 会員は、毎年所定の納期までに会費を納入する義務を負う。

2 加入金及び会費1口の金額並びにその払込の方法は、議員総会の議決を経て、別に定める。

（過怠金）

**第19条** 本商工会議所は、会員であって、会費の納入その他本商工会議所に対する義務を怠った会員に対して、常議員会の議決を経て、過怠金を課することができる。

2 前項の過怠金の金額その他必要な事項は、議員総会の議決を経て、別に定める。

（会員権の停止）

**第20条** 本商工会議所は、会員であって会費の滞納が6箇月に及ぶものその他会員たるの義務を怠ったものに対して、議員総会の議決を経て、その権利の行使を停止することができる。ただし、選挙

権及び被選挙権の行使の停止については、別に定める東京商工会議所議員選挙及び選任に関する規則の定めるところによる。

2 前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

(脱退)

**第21条** 会員は、60日前までに予告し、事業年度の終りにおいて本商工会議所を脱退することができる。

2 会員は、次の事由によって脱退する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

(除名)

**第22条** 本商工会議所は、次の各号の一に該当する会員を、議員総会の決議によって除名することができる。この場合は、その会員に対して、その議員総会の会日の7日前までに、その旨を通知し、議員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 1箇年以上にわたって会費の納入その他会員たる義務を怠った会員

(2) 本商工会議所の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員

(3) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為（①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為、及び⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいう。以下同じ。）を行った会員

(4) 自ら又は第三者を利用してその他前2号から3号に準ずる行為を行った会員

2 第20条第2項（処分のお知らせ）の規定は、除名について準用する。

3 除名されたものは、除名された日から少くとも1年間は本商工会議所の会員となることができない。（特別会員）

**第23条** 会員たる資格を有しないものであって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特別会員となることができる。

2 第11条第2項（資格）、第12条（加入）並びに第17条第1号から第5号まで（会員の権利の一部）、第18条から前条まで（会費、過怠金、会員権の停止、脱退及び除名）の規定は、特別会員について準用する。

## 第6章 部会、委員会等

### 第1節 部会

(部会)

**第48条** 本商工会議所に、会員が営んでいる事業の適切な改善発達を図るため、次の部会を置く。

(1) 商業部会

(2) 商業卸売部会

(3) 工業部会

(4) 資源・エネルギー部会

- (5) 貿易部会
- (6) 金融部会
- (7) 交通運輸部会
- (8) 建設・不動産部会
- (9) サービス部会
- (10) 情報通信部会

2 会員は、その営んでいる主要な事業に係る部会に属する。

3 会員が主要な事業を2以上営んでいる場合は、2以上の部会に所属して意見を述べ、又は表決に加わることができる。

4 前項の規定により会員が2以上の部会に属している場合においては、あらかじめ本人の希望によって定める何れか1部会においてのみ、2号議員に選任され、又は当該議員を選任することができる。

5 第13条（表決権）の規定は、部会の表決及び選挙について適用又は準用する。

以上